

## 仙台市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施手引き

### 1 事業の目的

本事業は、仙台市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、仙台市内における外国人による創業活動を促進するものです。

### 2 本事業の対象者

仙台市内で新たに事業を始める外国人の方

※ 現在既に他の在留資格で日本に在留されている外国人の方は、原則として利用できません。

### 3 対象となる事業

仙台市の産業の国際競争力の強化や雇用の拡大を図ることが期待でき、以下の産業にあてはまる事業とします。

#### (1) 知識創造型産業

(例：半導体関連、ソフトウェアの開発、コンテンツ制作、ロボット関連 等)

#### (2) 健康・医療・福祉・教育関連産業

(例：創薬ベンチャー、医療技術開発、再生医療、福祉用機器開発、語学等教育関連事業 等)

#### (3) 環境・エネルギー・防災関連産業

(例：クリーンエネルギー開発、次世代蓄電技術、防災に関連した製品・サービスの提供 等)

#### (4) 貿易・観光関連産業

(例：市内製品の海外販路開拓に資する事業、外国人観光客の誘致に関する事業 等)

### 4 本事業の流れ

#### (1) 創業活動確認の申請

##### ア 提出資料

仙台市において、創業活動の確認を行います。

確認に当たっては、仙台市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に従って、以下の書類を提出していただきます。

<申請時の提出資料>

- ① 創業活動確認申請書（別記様式第1号）
- ② 創業活動計画書（別記様式第1号の2）
- ③ 創業活動の工程表（別記様式第1号の3）
- ④ 申請人の履歴書（別記様式第1号の4）
- ⑤ 誓約書（別記様式第1号の5）
- ⑥ 申請人の上陸後6月間の住居を明らかにする書類（例：賃貸借契約書の写しなど）
- ⑦ 申請人の旅券の写し
- ⑧ その他、必要書類（例：預貯金通帳の写し等、現金預金残高が分かる書類など）

※ ①～⑤の様式は、以下のページからダウンロードできます。

URL：<http://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/kezai/jigyosho/joho/startupvisa.html>

申請時の提出書類は、以下のいずれかに該当する方が提出先へ持参してください。郵送等の受付は、行っておりませんので、ご注意ください。

＜ご持参いただける方＞

ア 申請人本人

イ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者。ただし、申請人本人が国外にいる場合には、本邦の事業所の設置について、申請人本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※ イの方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証明する資料を提出してください。

なお、提出先は、以下のとおりです。

仙台市経済局産業政策部産業振興課創業支援係

- ・住所：〒980-0803 仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル9階
  - ・E-mail：[sendai-startupvisa@city.sendai.jp](mailto:sendai-startupvisa@city.sendai.jp)
  - ・電話：022-214-8278
  - ・営業時間：平日9：00～17：00（土日・祝日・閉庁日除く）
- ※提出の際は事前にご連絡ください。

## イ 創業活動計画の確認

仙台市において、申請があった創業活動が、国家戦略特別区域法施行令（以下、「施行令」という。）第22条第1号イからニまでに定める各要件に該当することを、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、当該創業活動にかかる事業計画が適正かつ確実なものであるかなどについて、中小企業診断士等の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

創業活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、創業を行うために必要な資金の額及びその調達方法などの記載が必要ですので、様式に従って作成してください。

なお、申請人が仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合には、申請を受け付けることができません。また、申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

## （2）「創業活動確認証明書」の交付

創業活動確認の申請が適切で、当該創業活動が施行令第22条第1号イからニまでに定める要件（以下、「当該要件」という。）をすべて満たしていると認められるとき、仙台市長は「創業活動確認証明書」（別記様式第2号）を交付します。

＜交付場所＞ 仙台市経済局産業振興課  
（仙台市青葉区国分町 3-6-1 仙台パークビル9階）

なお、申請に不備があるときや当該要件の全部又は一部を満たしていないと認められるときは、仙台市長は「創業活動確認結果通知書」（別記様式第3号）の交付（郵送）により、「創業活動確認証明書」の発行に至らなかったことを通知します。

### （3）在留資格認定証明書の交付申請・在留期間の決定

「創業活動確認証明書」の交付を受けた方は、「創業活動確認証明書」の有効期間である3か月以内に、住居地を管轄する地方入国管理官署で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

### （4）創業活動の展開

在留資格「経営・管理」の決定を受けた方は、本邦上陸後5日以内に上陸報告書（別記様式第7号）を仙台市に提出し、6か月以内の在留期間中に、創業活動を行ってください。

活動期間中、創業活動計画の進捗状況について、少なくとも3回、面談をしていただきます。その際、創業活動計画の実施状況が明らかになる書類（※）について、提出を求める場合があります。

（※）例：事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等。

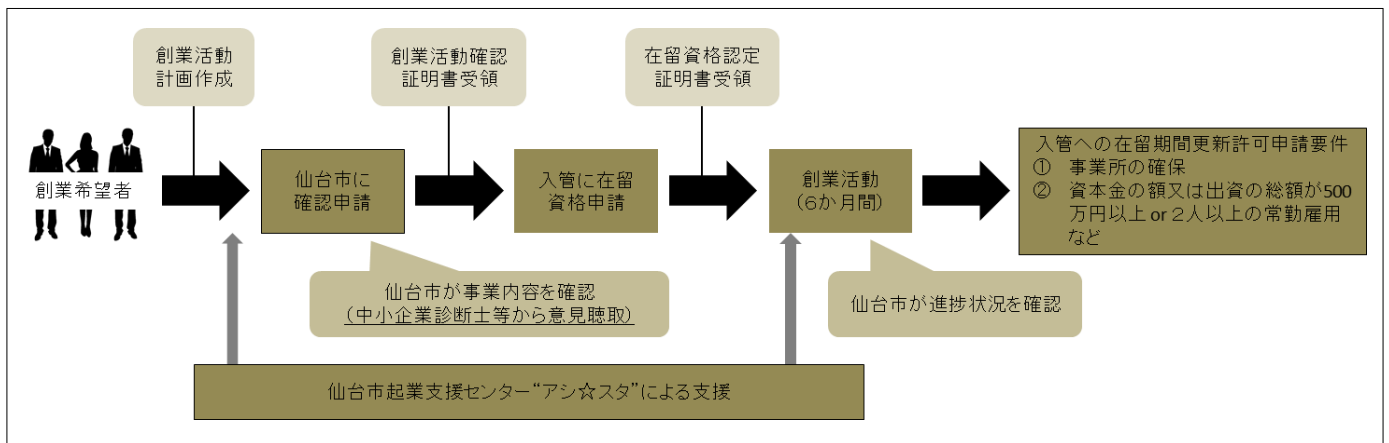
なお、創業活動を進める中で、事業について何かお困りのことがありましたら、仙台市起業支援センター“アシ☆スタ”へご相談いただけます。事前の予約が必要となりますので、相談の際は仙台市経済局産業振興課へご連絡ください。

### （5）在留期間の更新

上陸後、6か月を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、住居地を管轄する地方入国管理官署において在留期間の更新に係る手続きを行ってください。

なお、6か月の在留期間中、創業活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国していただくこととなります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

#### <一連の流れ>



## 5 申請内容の変更

仙台市へ創業活動確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで以下の書類を提出してください。

<提出書類>

- ① 変更届出書（別記様式第1号の6）
- ② 変更事項を確認できる書類（例：確認申請時に提出した資料の最新版）

<参考：創業活動確認の申請後に申請内容に変更が生じるケース（例）>

- ・申請人の日本国内における住居、連絡先等が変わったとき

## 6 創業活動確認の取消

「創業活動確認証明書」の交付を受けた方が、証明書を発行された日から在留資格「経営・管理」の更新手続を終えるまでの間に、以下のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある文書の提出等により当該創業活動確認を受けたことが判明したとき
- ② 申請人が暴力団員等であることが判明したとき
- ③ 創業活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に係る仙台市の求めに応じないとき

なお、創業活動確認を取り消された場合は、創業活動確認取消通知（別記様式第5号）を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。